資料6－1

北海道新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定見直しについて

令和３年10月15日　環境局循環型社会推進課

○　北海道新幹線鉄道騒音に係る環境基準が適用される地域については、平成19年に道環境審議会から指定に係る基本的方針についての答申を受け、同年６月に開業区間を、28年３月に未開業区間を指定
○　その後、工事計画の変更があったこと、前回の指定から５年が経過すること、昨年、環境省から指定に係る運用通知が発出されたことから、指定内容の見直しを進めることとし、本年2月の道環境審議会に道の見直しにあたってのポイント等について報告
○　この度、道の考え方に基づく個別の地域への当てはめについて、関係市町村等との調整が終了したため、今後告示を行い、11月1日から施行する予定

１　新幹線鉄道騒音に係る環境基準について

○　新幹線鉄道騒音については、環境基本法に基づき、国が「環境基準値」及び「適用すべき地域の考え方（処理基準）」を定め、都道府県が「個別の地域への当てはめ」を行っているところ。

【環境基準値】

地域の類型	基準値
Ⅰ類型（住居系の地域）	70dB以下
Ⅱ類型（商業地域など）	75dB以下

２　北海道新幹線の類型指定状況など

H19. 6　道環境審議会答申
　　「類型を当てはめる地域の指定に係る基本的方針について」（範囲、時期、見直し）
H19. 6　類型指定（知内町～新函館北斗間）※開業区間
H28. 3　類型指定（新函館北斗～札幌間）　※未開業区間
R元.11　鉄道運輸機構の新函館北斗・札幌間の工事計画の最終変更
R 2. 8　環境省通知（処理基準の適切な運用）
R 3. 2　道環境審議会に報告するとともに、関係市町村等へ見直しにあたっての道の考え方を提示し、個別の地域への当てはめについて意見調整
R 3. 9　上記調整が終了

３　類型指定見直し内容

【見直しのポイント】

（区分）	現状	見直し内容
範囲	軌道中心から300m	・「開業区間」は、実測値に基づき影響のある範囲とし、130mに変更 ・「未開業区間」は、現状どおり
類型の当てはめ ※都市計画法の用途地域外	家屋があれば類型Ⅰ	住居系用途地域に相当しない地域（家屋が点在する地域等）は類型Ⅱに変更

４　今後の予定

10月下旬　告示
11月1日　施行予定